

羽咋市テレワーク支援事業業務委託業者選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 羽咋市テレワーク支援事業業務を委託する業者（以下「業務委託業者」という。）の選考を実施するため、羽咋市テレワーク支援事業業務委託業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は前条に規定する業務を受託しようとする者から提出された提案書を別に定める基準に基づき審査し、業務委託業者を選考する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 民間事業者

(2) 関係行政機関の職員

3 委員は、当該業務委託に係る審議が終了したときは、解任されたものとする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から第1条に規定する業務の委託契約を締結する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日より施行し、令和8年3月19日に限りその効力を失う。